

10月1日よりプレミアム付商品券販売開始！

消費税率の引き上げにともなう影響を緩和するため、プレミアム付商品券を販売しています。

なお、商品券販売開始は10月1日、使用期限は2月29日までとなっています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

【購入対象者】

- ① 令和元年度の住民税非課税者。ただし、課税者に扶養されている場合等や生活保護受給者は除く。
 - ② 3歳未満の子ども（平成28年4月2日～令和元年9月30日生）がいる世帯の世帯主
- ※①に該当し商品券の購入を希望する方は、事前に引換券交付申請が必要になります。

申請期間は、11月29日までですので、早めに申請してください。

【商品券】

1冊4,000円（500円券10枚つづり、5,000円分）を対象者1人あたり5冊まで購入可能

※3歳未満の子どもがいる場合は、その人数分購入できます。

申請から使用までの流れ

1 申請する（非課税者分のみ） 11月29日まで

※子育て世帯分については申請不要

申請書に必要事項を記入して、提出してください。

2 商品券の購入引換券が届く

非課税者分は申請書記載の住所に、子育て世帯分については住民票記載の住所に購入引換券が届きます。
（9月中旬～申請後随時）

3 商品券を購入する

神崎町商工会窓口で、現金と購入引換券・本人確認書類を示し、商品券を購入して下さい。
（購入期間：令和元年10月1日～令和2年2月14日）

4 商品券を使用する

商品券は神崎町内の使用可能店舗でご使用下さい。引換券を送付する際に、店舗一覧を同封いたします。

▶ 問合せ まちづくり課 ☎2114

令和元年11月5日スタート！

住民票、マイナンバーカード等へ

旧姓（旧氏）の併記ができるようになります

婚姻等で氏に変更があった場合でも、住民票に旧姓の併記がされると、住民票の写しやマイナンバーカード等に旧姓の併記ができるようになります。

また、旧姓を契約など様々な場面で活用するため、印鑑登録証明書にも旧姓が併記できるようになります。

旧姓（旧氏）の併記には、併記したい旧姓が記載された戸籍謄本等を用意し、マイナンバーカード（通知カード）を持ち、住所地の役所で手続きしてください。

詳しくは

▶ 問合せ 町民課住民係 ☎2113

こんなときに！

各種の契約や銀行口座の名義に
旧姓が使われる場で、その証明に使えます。

